

アルコール検知器等導入促進助成金交付要綱

平成20年5月14日制定
公益社団法人新潟県トラック協会

(目的)

第1条 新潟県トラック協会（以下「協会」という。）は、飲酒運転撲滅のため点呼時等に体内アルコールの有無を確認できるアルコール検知器等（以下「検知器」という。）の普及を図るため、新たに検知器を導入する会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 協会が認めた検知器で飲酒運転防止に効果のある次の機器を対象とする。

- ①卓上型機器（プリンターとセットで導入するもの）
- ②モバイル通信用機器
 1. 事務所用ソフト・カメラ（事務所用ソフトと通信型卓上検知器を同時に導入する場合）
 2. 車両用端末機器（ただし、ソフトを既に導入していることが確認できた事業所に増設する場合は単体助成とする）
- ③携帯型検知器（営業所以外で体内アルコールの有無を確認できる携帯式のもの）

(助成対象会員)

第3条 助成の対象は、当該年度の4月1日以降において、新潟県内の認可営業所に新たに検知器を導入した会員に助成する。

(助成金の交付額)

- 第4条 前条の助成金の交付額は、卓上型検知器はプリンターとセットで導入する場合に限り購入価格（消費税を除く）の50パーセントまたは50,000円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切り捨て）とする。
2. 通信型卓上機器の導入は、営業所用ソフトとカメラ等をセットで購入する場合とし、ソフトについては購入価格（パソコン本体及び消費税を除く）の50パーセントまたは40,000円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切り捨て）、通信型検知器については購入価格（消費税を除く）の50パーセントまたは10,000円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切り捨て）とする。
 3. 携帯型検知器については購入価格（消費税を除く）の50パーセント又は3,000円

のいずれか低い額（500円未満の端数切り捨て）とする。

（助成対象数）

第5条 助成対象の第2条①の機器等は、会員が新潟県内で認可を受けた1営業所1基以内とする。但し1会員5基以内とする。

2. 移動用機器②については導入した該当営業所の認可台数以内または1会員50台以内とする。

3. 携帯型検知器③については導入した該当営業所の認可台数以内、または1会員50台のいずれか低い数とする。

（助成金の請求）

第6条 助成の請求は、当該年度の4月1日から翌年1月31日までに装着を終え支払が完了した機器について、実績報告書（別添様式1）及び営業所別申請内訳書（別添様式2）に所定の事項を記載し、請求明細書(写)、領収書(写)等、協会が必要とする書類を添付して当該年度の2月9日までに協会へ提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第7条 会員は、交付対象となった機器が1年を経過するまでの間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない
但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第8条 会員は前条の処分期間内に会員資格を失ったとき、または助成を受けた営業所を廃止したときは助成金を返還しなければならない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、協会が別に定める。

（附 則）

第1条 本要綱は平成20年4月1日から適用する。

一部改正 平成22年5月17日

様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所
会社名
代表者

印

**アルコール検知器等導入促進助成金事業実績報告書
(助成金交付請求書)**

「アルコール検知機等導入促進助成金交付要綱」第6条に基づき、助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 整理番号： ~

2. 助成申請内容： 別紙内訳書のとおり

3. 助成金請求額： _____ 円

4. 添付書類
様式 2 (申請内訳書)
請求明細書 (写)
領収書 (写)

5. 振込先銀行口座 銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合
支店名： 本店 ・ 支店
預金種類： 普通 ・ 当座
口座番号：
フリガナ：
口座名義：

6. 申請担当者 氏 名：
電話番号：

アルコール検知器営業所別申請内訳書

会社名
担当者氏名

整理番号	装置型	支店営業所	装置の機器名	型式	移動端末の場合の 車両登録番号	装着単価	助成申請額	設置年月日	備考
	卓上型								
	卓上型								
	卓上型								
	通信型事務所用								
	通信型車両用								
	通信型車両用								
	通信型車両用								
	通信型車両用								
	通信型車両用								
	通信型車両用								
	通信型車両用								
	通信型車両用								
	携帯型			台					
	携帯型			台					
	携帯型			台					
合計申請台数					台	助成金申請額		円	

※ 助成申請額は、卓上型は、購入価格の50パーセント（千円未満端数切り捨て）、上限50,000円
 通信型事務所用は、購入価格の50パーセント（千円未満端数切り捨て）、上限40,000円
 通信型車両用は、購入価格の50パーセント（千円未満端数切り捨て）、上限10,000円
 携帯型は、購入価格の50パーセント（500円未満の端数切り捨て）、上限3,000円